

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 成田北工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	単価表_番号89	5-(3)集水ますTypeU1については、平面図_図面番号5/16記載の通り、標準図集No.319に準拠して、設計で見込まれる材料は、コンクリート2次製品ではなく現場打ちと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
2	特記仕様書P12~14 13.工食用道路に関する事項 13-1 工食用道路の指定	(1)~(5)に運搬経路が記載されていますが、それぞれ記載の延長の合計距離が、(1)~(5)それぞれの往復運搬距離と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、(1)~(5)それぞれの往復運搬距離についてご教示願います。	そのとおりお考えください。
3	特記仕様書P40 22-20 交通保安要員 単価表_番号149,150	交通保安要員の配置時間が8:30~16:30と記載がございますが、通常の勤務体系8:00~17:00と違うため時間的制約を受ける作業として積算されているのでしょうか。ご教示願います。	積算に関する質問については、お答えできません。
4	特記仕様書P41 22-22 地盤改良工 単価表_番号152,153	特-(2)地盤改良工_改良工A、改良工Bについて、各単価項目について、特許料は計上されていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書22-22-7 1)に示すとおりです。
5	割掛対象表参考内訳書_P2 単価表_番号165,166	仮設材運搬費の項目において、工食用道路整備工I-1、I-2については往復の記載となっておりますが、前工事からのものを引き継ぐことから、片道と考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認出来次第お知らせいたします。
6	図面_参考図20/22 単価表_番号4	図面内の数量表に、道路堀削_土砂(表土)の記載がありませんが、STA 85+80~88+40からの土砂(表土)のダンプトラック運搬は計上されていると考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。	特記仕様書22-2-1(1)及び設計図_本線_横断図63/71~69/71に示すとおりです。